

事 務 連 絡
令和3年6月29日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学及び高等専門学校を設置する公立学校法人を
設立する各地方公共団体担当課
各大学共同利用機関法人担当課

御中

文 部 科 学 省
高 等 教 育 局 大 学 振 興 課
高 等 教 育 局 専 門 教 育 課
高等教育局国立大学法人支援課
高等教育局私学部私学行政課
科学技術・学術政策局人材政策課
研 究 振 興 局 学 術 機 関 課

大学等における求人公募書類の作成に係る応募者の負担軽減について

各大学等（大学、高等専門学校及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教員等の人事は、関係法令等に基づき、各大学等がその責任において適正に行い、各大学等が自ら改善の努力を行っていくことが基本です。各大学等がそれぞれの理念・目的に基づき、多様で個性ある教育研究を推進していくためには、大学等の教育研究の中心を担う教員等に優れた人材を確保し、これらの者がそれぞれの役割に応じて能力を最大限に発揮できるよう、教員等の人事の在り方について不断の検証等を図っていくことが求められます。

また、令和3年2月9日に中央教育審議会大学分科会でまとめられた「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント～（審議まとめ）」において、「教員の採用については、・・・多様性を持った教育研究体制の構築という観点から、若手、女性、外国籍、実務家など多様な人材の受入れを図ることや、異なる大学間、大学と産業界等との間での教員の流動性を図ることで、教員組織におけるダイバーシティを達成することが必要である」とされるなど、教員等の人事に当たっては、採用を含めたプロセス全体を通じて多様な

人材の活躍を支援する視点も重要です。

これらを踏まえつつ、文部科学省では、これまで、各大学等に対して「大学等における求人公募に係る申請手続きのオンライン化等の推進について」（令和3年2月12日 文部科学省高等教育局大学振興課・高等教育局専門教育課・高等教育局国立大学法人支援課・高等教育局私学部私学行政課・研究振興局学術機関課 事務連絡）等を通じ、求人公募における応募・面接のオンライン化等、求人公募手続の改善に努めていただくよう周知してきたところです。今般、これまでの周知に加え、各大学等における教育研究の推進や多様な人材の活躍支援の一助として、求人公募書類の作成に係る応募者の負担軽減について周知いたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、大学共同利用機関法人におかれてはその設置する大学共同利用機関に対して、下記について周知されるようお願いいたします。

記

各大学等の求人公募の際、応募者に対してどのような書類の提出を求めるかについては、各大学等がそれぞれの方針に基づき決定すべきものです。これまで、各大学等においては、求人に係る各大学等の方針を表現することや求人公募事務の効率化等を理由に、各大学等がそれぞれ独自の応募書類の様式を用いてきており、それらの事情については今後も否定されるものではありません。

しかしながら、一度に複数の大学等に応募する応募者等にとって、履歴書や業績リスト等の応募先の大学等が変わっても基本的な内容に変更がない書類について、各大学等がそれぞれ異なる様式の応募書類の提出を求めることが負担になっているとの意見もあります。

については、応募者の負担軽減につながるとともに、多様で優秀な人材による応募の促進や国際競争に資することも期待されることから、各大学等においては、各大学等が指定する様式以外の様式で作成された履歴書や業績リスト等の書類を応募書類として活用することを可能とする等、可能な範囲で柔軟な対応を検討いただくようお願いいたします。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する「JREC-IN Portal」において「応募書類作成ツール」を提供しており、「履歴書」や「業績リスト」を作成することが可能ですので、各大学等で応募者に書類提出を求める際に本ツールの様式を御活用いただくことも検討いただくようお願いいたします。

求人公募書類の様式については、各大学等の各部局や、教員等による選考委員会等の裁量に委ねられている場合等も多いと考えられることから、各大学等においては、本事務連絡の内容について組織内に周知いただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

(本事務連絡全般について)

高等教育局大学振興課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3338）

(国立大学について)

高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3760）

(公立大学について)

高等教育局大学振興課公立大学係

電話：03-5253-4111（内線 2418）

(私立大学について)

高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内線 2532）

(高等専門学校について)

高等教育局専門教育課高等専門学校係

電話：03-5253-4111（内線 3347）

(JREC-IN Portal について)

科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室

電話：03-5253-4111（内線 4051）

(大学共同利用機関について)

研究振興局学術機関課機構総括係

電話：03-5253-4111（内線 4302）